新福介第　４６　号

令和2年1月２２日

居宅介護支援事業所　御中

介護予防支援事業所　御中

小規模多機能型居宅介護事業所　御中

新居浜市福祉部介護福祉課

課長　久枝　庄三

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付の取扱いについて

　平素より新居浜市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　軽度者に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目が定められており、例外給付申請書の提出や適切な検討をしていただいた上でサービス提供がなされていると思います。

しかしながら国保連合会の給付実績データより点検を行ったところ、例外給付申請未提出のまま貸与されている事例が見受けられましたので、改めて取扱いについて整理し通知いたします。

なお、今回の通知は対象外種目を貸与する場合のうち、市へ申請する必要がある場合の取扱いについての通知となります。基本調査結果により判断する場合は従来通りとなります。詳細については介護福祉課のホームページを参照して下さい。【ホームページ：介護福祉課→事業所指導係→居宅介護支援関係→軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について】

《市へ申請する必要がある場合の取扱い》

手順１　利用者の状態の確認

　　担当の介護支援専門員は、利用者の状態像（老企第36号第２の９（２）①）がⅰ～ⅲのいずれかに該当し、かつ、福祉用具の使用が利用者の自立支援に効果的であるかを検討する。

手順２　医師への意見照会

　　前手順１により福祉用具の貸与が適当と判断した場合は、利用者の状態像の判断について医師の意見（医学的所見）を求める。

手順３　サービス担当者会議の開催

　　担当の介護支援専門員は、医師の意見（医学的所見）を入手した後、サービス担当者会議を開催し、福祉用具の例外給付が利用者の自立支援に役立つか検討する。

手順４　市へ例外給付申請書提出（別紙図解も参考にして下さい。）

　　（１）提出期限

　　　　・**原則として、貸与開始前に提出して下さい。**

　　　　・ただし、末期がん患者等の急な退院や転入後即貸与開始する等、やむを得ない場合は貸与開始後に例外給付申請書を提出して下さい。

　　　　・**要介護認定申請中の場合は認定結果を確認した上で、必要な場合は例外給付申請書の提出が必要です。**その際も貸与開始前には上記手順１～３の過程を経ておく必要があります。認定結果を確認する前に市の確認が必要な場合はご相談下さい。

　　（２）例外給付の有効期間

　　　・承認の有効期間は認定期間を基準とします。

　　　・認定の有効期間終了間近に申請書を提出し、またすぐ新たな認定を受けた場合も例外給付申請書の提出は必要となりますが、状態に変化がなく継続して貸与する場合については、改めて主治の医師の意見を聴取する必要はありません。

※　注意事項

　　・やむを得ない理由なく申請をしていない場合、貸与開始前に医師の意見を聴取

及び聴取しても情報が不足している場合、サービス担当者会議で検討されてい

ない場合は、貸与期間の全部又は一部が利用者の自己負担となってしまうこと

もありますので、ご注意ください。

　　　　・ただし医師の意見を入手することについては、医師の都合により貸与開始前の確認が難しいこともあると思います。その際は市へご相談ください。